

報道関係各位

有田市とENEOS株式会社で
災害時における土地利用に関する
協定を締結しました

有田市はENEOS株式会社と「災害時における土地利用に関する協定」を12月25日に締結しましたので、お知らせいたします。

締結に至る経緯

有田市からENEOS株式会社の所有地を災害発生時に避難場所・仮設住宅の建設用地・災害廃棄物の仮置場として一時的に使用させていただけないと打診したところ、快諾していただけたため本協定を締結しました。

目的

地震・風水害等の自然災害またはそのおそれがある事態においてENEOS株式会社が所有する土地について、有田市が必要に応じて一時的に使用することで、被災者の安全確保と生活支援、迅速な災害対応を推進します。

----- この件に関するお問合わせ先 -----

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50
有田市役所経営管理部 防災安全課
担当:中尾・赤松
TEL:0737-22-3721 FAX:0737-82-0710
Email:bousaianzan@city.arida.lg.jp